平成２２年（フ）第２２号
茨城県下妻市高道祖11―１　アイノダハイツ203、住民票上の住所茨城県つくば市上郷1941番地９
破産者　塚本　　章
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第５３５号
神奈川県平塚市岡崎3230番地の15、前住所神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目９番13号
破産者　紺野　昭久
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２１年（フ）第３７８号
福井県鯖江市下野田町第26号13番地７
破産者　牧野　慶朗
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３７９号
福井県鯖江市熊田町第24号10番地15
破産者　牧野　民雄
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３６４号
長野県塩尻市大字片丘8809番地１
破産者　小松　政策
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
平成２１年（フ）第２４５８号
京都市中京区西ノ京南大炊御門町32―２、住民票上の住所京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田606
破産者　弓削　知子（旧姓大菅）
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第７１号
京都府福知山市昭和新町157番地の１
破産者　西川　　智
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２１年（フ）第３７４号
兵庫県明石市藤が丘２丁目25―１―302、旧住所兵庫県佐用郡佐用町才金529番地１
破産者　パーセル音楽事務所こと　野村　拓磨
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２１年（フ）第４３４号
神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の46
破産者　大貫　雄一
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２１年（フ）第４３５号
神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の46
破産者　大貫　弘江
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２１年（フ）第４３６号
兵庫県明石市魚住町清水162―56、旧住所兵庫県明石市大久保町西島610―３エクセランス大久保Ⅱ番館109
破産者　大西勇紀男
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２２年（フ）第４３号
神戸市西区大沢１丁目５―１　市住１―226
破産者　稲岡香代子
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２１年（フ）第４７７号
大分市大字一木482番地
破産者　秦野　成實
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第７１号
群馬県伊勢崎市喜多町90番地９
破産者　木村　隆行
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所
平成２２年（フ）第５７６号
横浜市緑区霧が丘４丁目１番地１　霧が丘グリーンタウン７棟405号
破産者　只野　　徹
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２８４号
福井県越前市本多１丁目２番２号
破産者　津田医院こと　津田　孝憲
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２０年（フ）第３４８号
長野県松本市大字笹賀2993番地１
破産者　小山畜産こと　小山　在哲
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
平成２１年（フ）第３６８号
名古屋市熱田区大瀬子町407番地、開始決定時の住所名古屋市緑区太子１丁目71番地の２
破産者　服部　　豊
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１６２４号
名古屋市西区八筋町121番地の１　ハイツ八龍203号、開始決定時の住所名古屋市西区南川町305番地の２
破産者　寺本　雅行
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部